

未上場株の物納

税理士法人 山田&パートナーズ 税理士 矢崎 ふみ子

【問い】未上場株式の物納について物納のための要件及びその取り扱いが明確化されたそうですが、その内容について教えてください。

【答え】相続税は現金納付が原則です。しかし、金銭での納付が困難であり、かつ、延納による納付も困難である場合には納付の特例として物納制度が認められています。物納をした場合には、物納資産にかかる譲渡益が非課税となります。今回は、未上場株式の物納についてご説明します。

一、未上場株式物納のための前提条件

延納によっても金銭納付が困難であること。

相続または遺贈により取得した財産のほとんどが未上場株式であること。

未上場株式以外に物納に充てる財産がないこと。

未上場株式は譲渡制限がついていないこと。

二、未上場株式の物納申請許可を受けることができる要件

一の前提条件を満たし、かつ、次のまたはのいずれかに該当することが必要です。

物納後、その未上場株式について買受希望者がいることが確認できる場合。

随意契約適格を有する買受希望者から株式購入時期及び購入資金の手当方法を記載した「物納株式買い受けに関する申出書」の提出を受けること。

【買受適格者に該当する者】

・当該株式を発行した法人並びに主要株主（発行済株式の10%以上所有していること）または役員、従業員。

・物納をした者（その物納した株式数の範囲内）。

・法人の主要な業務について、継続的取引関係者。

買受希望者がいない場合、株式会社発行会社は次のすべての要件を満たすことが必要です。

(イ) 直近二期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか二つの指標が「法人企業統計調査」における同業種の直近二年度の平均比率を超えていること。

・総資本経常利益率

経常利益 ÷ 総資本（期首と期末の平均） × 100

・売上高経常利益率

経常利益 ÷ 売上高 × 100

・総資本回転率

売上高 ÷ 総資本（期首と期末の平均）

(ロ) 直近二期における当期利益（税引後）がマイナスでないこと。

(ハ) 直近二期において配当可能利益

(当期未処分利益及びその他資本剰余金)があること。

(ニ) 売り払いが確実に見込まれること。

(ホ) 経営内容等

・法令に基づき業務停止命令等の行政処分を受けていないこと。

・国税に関する犯則事件で告発を受けていないこと。

・法律の規則等を遵守していること。

・社会的批判を受けることのない法人であること。

三、留意点

未上場株式の物納について、収納基準が明確になり、後日における買受希望者が確実にあれば収納していただく内容になっています。

しかし、買受希望者がいないケースにあつては、会社の経営内容について相当高度のものが要求されます。この条件をクリアすることは困難です。

したがって、未上場株式を物納する場合には、後日における買受希望者を確実にしておく必要があります。

買受希望者は買受適格者でなければなりません。主要株主（10%以上所有）や役員、従業員に買い取ってもらう方法もありますが、発行法人も随意契約適格者（買受適格者）に該当しますので発行法人に後日、買受希望者になってもらう方策を考えてみてはいかがでしょうか。